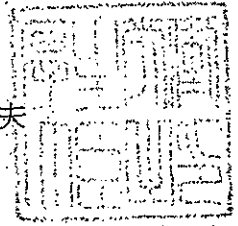


厚生労働省発食安1217第2号  
平成22年12月17日

薬事・食品衛生審議会  
会長 望月 正隆 殿

厚生労働大臣 細川 律夫



諮問書

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第11条第1項の規定に基づき、  
下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

次に掲げる農薬の食品中の残留基準設定について

トリフルスルフロンメチル

平成23年1月18日

薬事・食品衛生審議会  
食品衛生分科会長 岸 玲子 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会  
農薬・動物用医薬品部会長 大野 泰雄

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会  
農薬・動物用医薬品部会報告について

平成22年12月17日付け厚生労働省発食安1217第2号をもって諮問された、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づくトリフルスルフロンメチルに係る食品規格（食品中の農薬の残留基準）の設定について、当部会で審議を行った結果を別添のとおり取りまとめたので、これを報告する。

(別添)

## トリフルスルフロンメチル

今般の残留基準の検討については、食品中の農薬等のポジティブリスト制度導入時に新たに設定された基準値（いわゆる暫定基準）の見直しについて食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

### 1. 概要

(1) 品目名：トリフルスルフロンメチル [ Triflusulfuron-methyl (ISO) ]

(2) 用途：除草剤

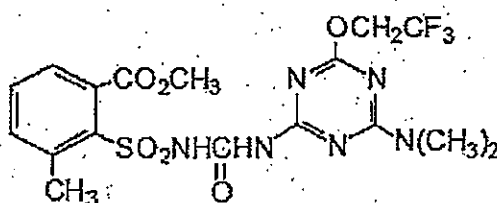
スルホニルウレア系除草剤である。分岐鎖アミノ酸の生合成に関与する植物に特有のアセトラクテート合成酵素 (ALS) の働きを阻害することにより、植物の生育を阻止すると考えられている。

(3) 化学名

methyl 2-[4-dimethylamino-6-(2,2,2-trifluoroethoxy)-1,3,5-triazin-2-yl]carbamoylsulfamoyl]-*m*-toluate (IUPAC)

methyl 2-[[[4-(dimethylamino)-6-(2,2,2-trifluoroethoxy)-1,3,5-triazin-2-yl]amino]carbonyl]amino]sulfonyl]-3-methylbenzoate (CAS)

(4) 構造式及び物性



分子式	C <sub>17</sub> H <sub>19</sub> F <sub>3</sub> N <sub>6</sub> O <sub>6</sub> S
分子量	492.4
水溶解度	1 mg/L (pH 3, 25°C) 3 mg/L (pH 5, 25°C) 110 mg/L (pH 7, 25°C) 11000 mg/L (pH 9, 25°C)
分配係数	log <sub>10</sub> Pow = 0.96 (pH 7)

(米国評価書より)

2. 適用の範囲及び使用方法

本剤は国内での農薬登録はなされていない。  
 海外での適用の範囲及び使用法は以下のとおり  
 【海外での使用方法（米国）】

50%トリフルスルフロンメチル 顆粒水和剤

作物名	適用雑草	使用適期	使用量	総使用量	収穫前日数	本剤の使用回数	使用方法
てんさい	多年生 広葉雑草	発芽期～ 成熟期	0.4～0.8 oz ai/A	6.0 oz ai/A	収穫45日 前まで	3回以内	散布
			0.5～1.0 oz ai/A				
チョコリ		発芽後	0.375 oz ai/A	0.75 oz ai/A	収穫60日 前まで	2回以内	

3. 作物残留試験

(1) 分析の概要

① 分析対象の化合物

トリフルスルフロンメチル

② 分析法の概要

試料からアセトニトリル：0.1 mol/L 炭酸アンモニウム水溶液 (20:80, v/v, pH 8.5) で抽出し、リン酸酸性下 (pH 2～3) でフェニル固相抽出カラムを用いて精製し、高速液体クロマトグラフ (UV) を用いて定量する。

定量限界 : 0.02～0.05 ppm

(2) 作物残留試験結果

海外で実施された作物残留試験の結果の概要については別紙1を参照。

4. ADIの評価

食品安全基本法 (平成15年法律第48号) 第24条第2項の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めたトリフルスルフロンメチルに係る食品健康影響評価について、以下のとおり評価されている。

無毒性量 : 2.44 mg/kg 体重/day (発がん性は認められなかった。)

(動物種) ラット

(投与方法) 混餌

(試験の種類) 慢性毒性/発がん性併合試験

(期間) 2年間

安全係数 : 100

ADI : 0.024 mg/kg 体重/day

## 5. 諸外国における状況

JMPRにおける毒性評価は行われておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合(EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においててんさい(根及び葉)及びチコリに、カナダにおいててんさいに基準値が設定されている。

## 6. 基準値案

### (1) 残留の規制対象

トリフルスルフロンメチルとする。

なお、食品安全委員会によって作成された食品健康影響評価においては、農産物中の暴露評価対象物質としてトリフルスルフロンメチル(親化合物のみ)を設定している。

### (2) 基準値案

別紙2のとおりである。

### (3) 暴露評価

各食品について基準値案の上限までトリフルスルフロンメチルが残留していると仮定した場合、国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量(理論最大摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙3参照。

なお、本暴露評価は、各食品分類において、加工・調理による残留農薬の増減が全くないとの仮定の下に行った。

	TMDI/ADI (%) <sup>注)</sup>
国民平均	0.1
幼小児(1~6歳)	0.2
妊婦	0.1
高齢者(65歳以上)	0.1

注) TMDI 試算は、基準値案×各食品の平均摂取量の総和として計算している。

(4) 本剤については、平成17年11月29日付け厚生労働省告示第499号により、食品一般の成分規格7に食品に残留する量の限度(暫定基準)が定められているが、今般、残留基準の見直しを行うことに伴い、暫定基準は削除される。

## トリフルスルフロロンメチル 海外作物残留試験一覧表

農作物	試験圃場数	試験条件				最大残留量 <sup>注)</sup> (ppm) 【トリフルスルフロロンメチル】
		使用量・使用方法	総使用量	回数	経過日数	
てんさい (葉)	2	6.0 oz ai/A	6.0 oz ai/A	1回	45日	圃場A: 0.027 圃場B: 0.033
	5	1.0 oz ai/A	3.0 oz ai/A	3回	101日	圃場A: <0.02
					115日	圃場B: <0.02
					124日	圃場C: <0.02
					121日	圃場D: <0.02
					126日	圃場E: <0.02
	5	0.05 oz ai/A	0.15 oz ai/A	3回	101日	圃場A: <0.02
					115日	圃場B: <0.02
					124日	圃場C: <0.02
					121日	圃場D: <0.02
126日	圃場E: <0.02					
1	0.80 oz ai/A	2.4 oz ai/A	3回	111日	圃場A: <0.02	
1	0.40 oz ai/A	1.2 oz ai/A			圃場A: <0.02	
てんさい (根)	2	6.0 oz ai/A	6.0 oz ai/A	1回	45日	圃場A: <0.05 圃場B: <0.05
	5	1.0 oz ai/A	3.0 oz ai/A	3回	101日	圃場A: <0.02
					115日	圃場B: <0.02
					124日	圃場C: <0.02
					121日	圃場D: <0.02
					126日	圃場E: <0.02
	5	0.05 oz ai/A	0.15 oz ai/A	3回	101日	圃場A: <0.02
					115日	圃場B: <0.02
					124日	圃場C: <0.02
					121日	圃場D: <0.02
126日	圃場E: <0.02					
1	0.80 oz ai/A	2.4 oz ai/A	3回	111日	圃場A: <0.02	
1	0.40 oz ai/A	1.2 oz ai/A			圃場A: <0.02	
チコリ (根)	4	0.387 oz ai/A +	0.773 oz ai/A	2回	62日	圃場A: <0.02
		0.386 oz ai/A				圃場B: <0.02
		0.370 oz ai/A +	0.751 oz ai/A			圃場C: <0.02
		0.381 oz ai/A				圃場D: <0.02
		0.370 oz ai/A +	0.766 oz ai/A			圃場A: <0.02
		0.396 oz ai/A				圃場B: <0.02
0.372 oz ai/A +	0.737 oz ai/A	圃場C: <0.02				
0.365 oz ai/A		圃場D: <0.02				

注) 最大残留量: 当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験(いわゆる最大条件下の作物残留試験)を実施し、それぞれの試験から得られた残留量。(参考:平成10年8月7日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」)

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
てんさい	0.05	0.05			0.05 アメリカ	【<0.02-<0.05(n=14)(米国)】
その他のきく科野菜	0.05	0.05			0.05 アメリカ	【<0.02(n=4)(米国チコリ(根))】
その他の野菜	0.05	0.05			0.05 アメリカ	【<0.02-0.033(n=14) (米国てんさい(葉))】
その他のスパイス		0.05				
その他のハーブ		0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

(別紙3)

トリフルスルフロンメチル推定摂取量 (単位:  $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$ )

食品群	基準値案 (ppm)	国民平均 TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
てんさい	0.05	0.2	0.2	0.2	0.2
その他のきく科野菜	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の野菜	0.05	0.6	0.5	0.5	0.6
計		0.9	0.7	0.7	0.8
ADI比 (%)		0.1	0.2	0.1	0.1

TMDI: 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)



(参考)

これまでの経緯

- 平成17年11月29日 残留農薬基準告示  
平成20年 3月 3日 厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請  
平成21年 3月19日 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知  
平成22年12月17日 薬事・食品衛生審議会へ諮問  
平成22年12月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

- |         |                             |
|---------|-----------------------------|
| 青木 宙    | 東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科特任教授      |
| 生方 公子   | 北里大学北里生命科学研究科病原微生物分子疫学研究室教授 |
| ○大野 泰雄  | 国立医薬品食品衛生研究所副所長             |
| 尾崎 博    | 東京大学大学院農学生命科学研究科教授          |
| 加藤 保博   | 財団法人残留農薬研究所理事               |
| 斉藤 貢一   | 星薬科大学薬品分析化学教室准教授            |
| 佐々木 久美子 | 元国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長        |
| 佐藤 清    | 財団法人残留農薬研究所理事・化学部長          |
| 志賀 正和   | 元農業技術研究機構中央農業総合研究センター虫害防除部長 |
| 豊田 正武   | 実践女子大学生活科学部食生活科学科教授         |
| 永山 敏廣   | 東京都健康安全研究センター医薬品部長          |
| 松田 りえ子  | 国立医薬品食品衛生研究所食品部長            |
| 山内 明子   | 日本生活協同組合連合会執行役員組織推進本部長      |
| 山添 康    | 東北大学大学院薬学研究科医療薬学講座薬物動態学分野教授 |
| 吉池 信男   | 青森県立保健大学健康科学部栄養学科教授         |
| 由田 克士   | 大阪市立大学大学院生活科学研究科教授          |
| 鱒淵 英機   | 大阪市立大学大学院医学研究科都市環境病理学教授     |

(○：部会長)

答申（案）

トリフルスルフロンメチル

食品名	残留基準値
	ppm
てんさい	0.05
その他のきく科野菜 <sup>(注1)</sup>	0.05
その他の野菜 <sup>(注2)</sup>	0.05

(注1)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

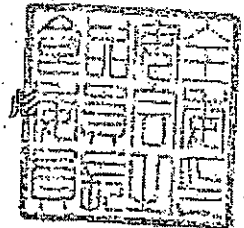
(注2)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。



府 食 第 263 号  
平成 21 年 3 月 19 日

厚生労働大臣  
舛添 要一 殿

食品安全委員会  
委員長 見上



食品健康影響評価の結果の通知について

平成 20 年 3 月 3 日付け厚生労働省発食安第 0303014 号をもって厚生労働大臣から食品安全委員会に意見を求められたトリフルスルフロンメチルに係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 23 条第 2 項の規定に基づき通知します。

なお、食品健康影響評価の詳細は別添のとおりです。

記

トリフルスルフロンメチルの一日摂取許容量を 0.024 mg/kg 体重/日と設定する。

# 農薬評価書

## トリフルスルフロンメチル

2009年3月

食品安全委員会

## 目次

	頁
○ 審議の経緯.....	3
○ 食品安全委員会委員名簿.....	3
○ 食品安全委員会農薬専門調査会専門委員名簿.....	3
○ 要約.....	5
I. 評価対象農薬の概要.....	6
1. 用途.....	6
2. 有効成分の一般名.....	6
3. 化学名.....	6
4. 分子式.....	6
5. 分子量.....	6
6. 構造式.....	6
7. 開発の経緯.....	6
II. 安全性に係る試験の概要.....	7
1. 動物体内運命試験.....	7
(1) ラット.....	7
(2) 畜産動物(ヤギ).....	7
2. 植物体内運命試験.....	8
3. 土壌中運命試験.....	8
(1) 好氣的土壌中運命試験.....	8
(2) 嫌氣的土壌中運命試験.....	9
(3) 土壌表面光分解試験.....	9
(4) 土壌吸着試験.....	9
(5) 土壌溶脱性(リーチング)試験.....	10
4. 水中運命試験.....	10
(1) 加水分解試験.....	10
(2) 水中光分解試験.....	10
5. 土壌残留試験.....	11
6. 作物残留試験.....	11
7. 一般薬理試験.....	11
8. 急性毒性試験.....	11
(1) 急性毒性試験.....	11
(2) 急性神経毒性試験.....	11
9. 眼・皮膚に対する刺激性及び皮膚感作性試験.....	12

10. 亜急性毒性試験	12
(1) 90日間亜急性毒性試験(ラット)①	12
(2) 90日間亜急性毒性試験(ラット)②	13
(3) 90日間亜急性毒性試験(イヌ)	13
(4) 90日間亜急性神経毒性試験(ラット)	14
(5) 21日間亜急性経皮毒性試験(ウサギ)	14
1-1. 慢性毒性試験及び発がん性試験	14
(1) 1年間慢性毒性試験(イヌ)	14
(2) 2年間慢性毒性/発がん性併合試験(ラット)	15
(3) 18カ月間発がん性試験(マウス)	16
12. 生殖発生毒性試験	17
(1) 2世代繁殖試験(ラット)	17
(2) 発生毒性試験(ラット)	17
(3) 発生毒性試験(ウサギ)	17
13. 遺伝毒性試験	18
14. その他の試験—精巣間細胞への影響	18
(1) <i>in vivo</i>	18
(2) <i>in vitro</i> ①	19
(3) <i>in vitro</i> ②	19
(4) まとめ	19
III. 食品健康影響評価	20
・別紙1: 代謝物/分解物略称	24
・別紙2: 検査値等略称	25
・参照	26

### <審議の経緯>

- 2005年 11月 29日 残留農薬基準告示 (参照 1)
- 2008年 3月 3日 厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請 (厚生労働省発食安第.0303014号)、関係書類の接受 (参照 2~6)
- 2008年 3月 6日 第229回食品安全委員会 (要請事項説明) (参照 7)
- 2008年 9月 3日 第19回農薬専門調査会確認評価第一部会 (参照 8)
- 2009年 1月 21日 第47回農薬専門調査会幹事会 (参照 9)
- 2009年 2月 5日 第272回食品安全委員会 (報告)
- 2009年 2月 5日 より3月6日 国民からの御意見・情報の募集
- 2009年 3月 17日 農薬専門調査会座長より食品安全委員会委員長へ報告
- 2009年 3月 19日 第278回食品安全委員会 (報告)  
(同日付け厚生労働大臣へ通知)

### <食品安全委員会委員名簿>

見上 彪 (委員長)  
小泉直子 (委員長代理)  
長尾 拓  
野村一正  
畑江敬子  
廣瀬雅雄  
本間清一

### <食品安全委員会農薬専門調査会専門委員名簿>

(2008年3月31日まで)

鈴木勝士 (座長)	三枝順三	布柴達男
林 真 (座長代理)	佐々木有	根岸友恵
赤池昭紀	代田真理子	平塚 明
石井康雄	高木篤也	藤本成明
泉 啓介	玉井郁巳	細川正清
上路雅子	田村廣人	松本清司
臼井健二	津田修治	柳井徳磨
江馬 真	津田洋幸	山崎浩史
大澤貫寿	出川雅邦	山手丈至
太田敏博	長尾哲二	與語靖洋
大谷 浩	中澤憲一	吉田 緑
小澤正吾	納屋聖人	若栗 忍
小林裕子	西川秋佳	

(2008年4月1日から)

鈴木勝士 (座長)  
林 真 (座長代理)  
相磯成敏  
赤池昭紀  
石井康雄  
泉 啓介  
今井田克己  
上路雅子  
白井健二  
太田敏博  
大谷 浩  
小澤正吾  
川合是彰  
小林裕子

佐々木有  
代田真理子  
高木篤也  
玉井郁巳  
田村廣人  
津田修治  
津田洋幸  
長尾哲二  
中澤憲一\*  
永田 清  
納屋聖人  
西川秋佳  
布柴達男  
根岸友恵

根本信雄  
平塚 明  
藤本成明  
細川正清  
堀本政夫  
松本清司  
本間正充  
柳井徳磨  
山崎浩史  
山手丈至  
與語靖洋  
吉田 縁  
若栗 忍

\* : 2009年1月19日まで



## 要 約

スルホニルウレア系除草剤である「トリフルスルフロンメチル」(CAS No. 126535-15-7) について、各種資料(米国及びカナダ)を用いて食品健康影響評価を実施した。

評価に供した試験成績は、動物体内運命(ラット及びヤギ)、植物体内運命(てんさい)、土壌中運命、水中運命、急性毒性(ラット及びウサギ)、亜急性毒性(ラット、イヌ及びウサギ)、慢性毒性(イヌ)、慢性毒性/発がん性併合(ラット)、発がん性(マウス)、2世代繁殖(ラット)、発生毒性(ラット及びウサギ)、遺伝毒性試験等である。

試験結果から、トリフルスルフロンメチル投与による影響は主に体重、肝臓、血液系及び精巣に対して認められた。繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。

発がん性試験において、ラットの雄で精巣間細胞過形成及び腺腫が増加したが、本剤に遺伝毒性は認められないことから、発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価にあたり閾値を設定することは可能であると考えられた。

各試験で得られた無毒性量の最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の2.44 mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として、安全係数100で除した0.024 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。

## I. 評価対象農薬の概要

### 1. 用途

除草剤

### 2. 有効成分の一般名

和名：トリフルスルフロンメチル

英名：triflusulfuron-methyl (ISO名)

### 3. 化学名

IUPAC

和名：メチル 2-[4-ジメチルアミノ-6-(2,2,2-トリフルオロエトキシ)-1,3,5-  
トリアジン-2-イルカルバモイルスルファモイル]-*m*-トルエート

英名：methyl 2-[4-dimethylamino-6-(2,2,2-trifluoroethoxy)-1,3,5-  
triazin-2-ylcarbamoylsulfamoyl]-*m*-toluate

CAS (No. 126535-15-7)

和名：メチル 2-[[[[[4-(ジメチルアミノ)-6-(2,2,2-トリフルオロエトキシ)-1,3,5-  
トリアジン-2-イル]アミノ]カルボニル]アミノ]  
スルホニル]-3-メチルベンゾエート

英名：methyl 2-[[[[[4-(dimethylamino)-6-(2,2,2-trifluoroethoxy)-1,3,5-  
triazin-2-yl]amino]carbonyl]amino]  
sulfonyl]-3-methylbenzoate

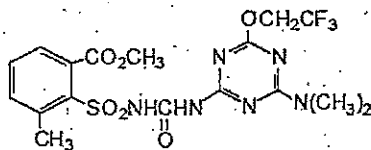
### 4. 分子式

$C_{17}H_{19}F_3N_6O_6S$

### 5. 分子量

492.4

### 6. 構造式



### 7. 開発の経緯

トリフルスルフロンメチルは、米国デュポン社によって開発されたスルホニルウレ  
ア系除草剤であり、分岐鎖アミノ酸の生合成に関与する、植物に特有のアセトラクテ  
ート合成酵素 (ALS) の働きを阻害することにより、植物の生育を阻止する。

米国等でてんさいを対象に登録されているが、日本では農薬として登録されていな  
い。ポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されている。

## II. 安全性に係る試験の概要

米国資料 (2000、2001 及び 2002 年)、カナダ資料 (1999 年) 等を基に、毒性に関する主な科学的知見を整理した。(参照 2~5、10)

各種運命試験 (II. 1~4) は、トリフルスルフロンメチルのトリアジン環の炭素を  $^{14}\text{C}$  で標識したもの ([tri- $^{14}\text{C}$ ]トリフルスルフロンメチル) 及びカルボニルエステル基の炭素を  $^{14}\text{C}$  で標識したもの ([car- $^{14}\text{C}$ ]トリフルスルフロンメチル) を用いて実施された。標識位置が不明のものは、その旨を示した。放射能濃度及び代謝物濃度は特に断りがない場合はトリフルスルフロンメチルに換算した。代謝物/分解物略称及び検査値等略称は別紙 1 及び 2 に示されている。

### 1. 動物体内運命試験

#### (1) ラット

SD ラット (一群雌雄各 5~6 匹) に、[tri- $^{14}\text{C}$ ]トリフルスルフロンメチルを 25 mg/kg 体重 (以下、[I. (1)]において「低用量」という。) または 250 mg/kg 体重 (以下、[I. (1)]において「高用量」という。) で単回経口投与、低用量で反復投与<sup>1</sup>あるいは[car- $^{14}\text{C}$ ]トリフルスルフロンメチルを高用量で単回経口投与し、動物体内運命試験が実施された。

吸収率については、参照した資料に記載がなかった。

投与 120 時間後の主要組織における放射能分布は、いずれの投与群でも肝臓で最も高く、さらに高用量群では皮膚及び卵巣で高かった。

トリフルスルフロンメチルは広範囲にわたって代謝され、尿、糞及び肝臓中からは、同様の代謝物が異なる比率で認められた。尿中の主要代謝物は D (単回及び反復低用量群で総投与放射能 (TAR) の 25~44%) であり、他に G 及びトリアジン代謝物 (C、E 及び F) が認められた。糞中の代謝物はいずれも 2.0% TAR 以下であった。肝臓からは親化合物、トリアジン代謝物及び B が同定された。

経口投与されたトリフルスルフロンメチルは速やかに吸収、排泄され、投与後 48 時間の尿及び糞中に 78~96% TAR が排泄された。主要排泄経路は、低用量群では尿中、高用量群では糞中であった。用量及び反復投与前処置の有無にかかわらず、尿中排泄率は雄より雌で高かった。尿中排泄率を低用量群の雌と比較すると、単回投与群より反復投与群の方が低かった。雌雄とも、高用量群の糞中における主要成分は親化合物であったが、低用量群の糞中に親化合物は検出されなかったことから、高用量群については、ラットの吸収能力を超えた投与量であったと考えられた。(参照 2、3、5)

#### (2) 畜産動物 (ヤギ)

泌乳期ヤギ (2 頭、品種不明) に  $^{14}\text{C}$ -トリフルスルフロンメチル (標識位置不明)

<sup>1</sup> 非標識体を低用量で 14 日間連続投与後、[tri- $^{14}\text{C}$ ]トリフルスルフロンメチルを低用量単回経口投与。

を 10 ppm で 5 日間混餌投与し、動物体内運命試験が実施された。

尿及び糞中に 75~95% TAR が排泄された。乳汁、腎臓、肝臓及び筋肉における総残留放射能濃度の最大値は、それぞれ 0.09、0.66、0.61 及び 0.17  $\mu\text{g/g}$  であった。親化合物の他、代謝物として B、C、E 及び F が同定された。また、少量の D も同定された。(参照 5)

## 2. 植物体内運命試験

発芽したてんさいに、 $^{14}\text{C}$ -トリフルスルフロロンメチル(標識位置不明)を 66.5 g ai/ha (通常施用量の 1.9 倍) の処理量で散布し、植物体内運命試験が実施された。

てんさい体内の放射能は急速に減少した。処理直後における植物全体の総残留放射能濃度は 4.10~4.98 mg/kg の範囲にあり、処理 56 日後の根部及び葉部ではそれぞれ 0.038 mg/kg 以下及び 0.07~0.28 mg/kg であった。処理 56 日後の根部では、親化合物及び代謝物はいずれも 0.01 mg/kg 未満、葉部では 0.06 mg/kg 以下であった。成熟期(処理 199 日後)には、根部及び葉部ともに、親化合物及び代謝物はいずれも 0.01 mg/kg 未満であった。主要代謝経路は、スルホニルウレア結合のグルタチオン抱合開裂、トリアジン環側鎖の *N*-脱メチル化及びスルホニルウレア結合の開裂とメチルエステルの加水分解により生じた、酸スルホンアミドのグルコース抱合と考えられた。(参照 5、10)

## 3. 土壌中運命試験

### (1) 好氣的土壌中運命試験

砂壤土(英国、pH 7.8)に  $^{14}\text{C}$ -トリフルスルフロロンメチル(標識位置不明)を処理(処理量不明)し、368 日間インキュベートする好氣的土壌中運命試験が実施された。

処理直後に回収された親化合物は総処理放射能(TAR)の 86~87% であった。 $^{14}\text{C}$ -トリフルスルフロロンメチルの消失は二相性であり、推定半減期は第一相で 6 日、第二相で 170 日であった。ごく少量の親化合物(処理 60 日後で 3% TAR 未満)が次の耕作期(growing season)の初期に残存する可能性があった。処理 270 日後までの  $^{14}\text{CO}_2$  の発生は 37% TAR であった。土壌中半減期に基づくと、トリフルスルフロロンメチルは好氣的土壌において分解されやすく、微生物による分解が主な分解経路であると考えられた。また、トリフルスルフロロンメチルは比較的不安定であり、主要分解物は B、C、E 及び F であった。E 及び B は、試験終了時(処理 368 日後)にそれぞれ 23.4 及び 19.9% TAR 認められた。F は、処理 14、120 及び 270 日後に 10~13% TAR 検出されたが、残留傾向はみられなかった。C は、処理 21 日後に最大の 55.2% TAR を占めたが、試験終了時には 6.6% TAR に減少した。

トリフルスルフロロンメチルの初期の急速な分解は、スルホンアミド結合の開裂による C 及び B の生成と、続いて起こる微生物による分解が考えられた。C 及び B の推定半減期は、それぞれ 40 及び 50 日と算出された。試験終了時には、26~

41%TAR が抽出性放射能、38~65%TAR が結合残渣として存在した。これらは、E 及び B として次の耕作期に持ち越される可能性があると考えられた。

また、砂壤土（英国）を用い、30 日間インキュベートした好氣的土壤中運命試験においても、 $^{14}\text{C}$ -トリフルスルフロロンメチルは分解されやすく、推定半減期は 7 日であった。試験終了時（処理 30 日後）の親化合物は約 3.7%TAR であった。主要分解物は E 及び C であり、試験終了時にそれぞれ 25.2 及び 28.5%TAR 認められ、その他の放射能（30~33%TAR）が結合残渣として存在した。（参照 5）

さらに、 $[\text{tri-}^{14}\text{C}]$ トリフルスルフロロンメチルを 4 種類の土壤に添加し、 $20^{\circ}\text{C}$  で実施された好氣的土壤中運命試験では、推定半減期は 6~14 日の範囲であった。推定半減期は処理量を下げても変化せず、土壤水分量にも影響されなかったが、温度を  $10^{\circ}\text{C}$  下げることにより、6 日から 17 日へと長くなった。（参照 5）

## （2）嫌氣的土壤中運命試験

砂壤土（英国）に  $^{14}\text{C}$ -トリフルスルフロロンメチル（標識位置不明）を処理（処理量不明）し、嫌氣的土壤中運命試験が実施された。

推定半減期は 21 日であった。処理 62 日後には、4~7%TAR が親化合物として残存した。トリフルスルフロロンメチルは、湛水条件下ではやや分解されにくいと考えられた。主要分解物は、スルホンアミド結合の開裂によって生じる C 及び B であった。好氣的土壤中運命試験と異なり、これらの分解物のさらなる分解は認められなかったことから、嫌氣的土壤中では比較的安定であることが示唆された。（参照 5）

## （3）土壤表面光分解試験

砂壤土に  $[\text{tri-}^{14}\text{C}]$ トリフルスルフロロンメチル及び  $[\text{car-}^{14}\text{C}]$ トリフルスルフロロンメチルを処理（処理量不明）し、人工光を照射（照射条件不明）する土壤表面光分解試験が実施された。

処理直後に回収された親化合物は 87~89%TAR であった。照射区及び暗所対照区ともに、推定半減期は 13 日で、推定半減期に大差はなく、光分解はトリフルスルフロロンメチルの主要分解経路ではないと考えられた。いずれの標識体でも、照射区からは 17 種類の分解物が検出され、そのうち主要分解物は H（13.5%TAR）、D（12.2%TAR）、C（11.8%TAR）及び B（11.7%TAR）の 4 種類であった。暗所対照区からも、B 及び C がそれぞれ 62.4 及び 47.5%TAR 検出された。（参照 5）

## （4）土壤吸着試験

5 種類の海外土壤（砂壤土 2 種、シルト質埴土、シルト質壤土及び壤質砂土各 1 種）を用い、トリフルスルフロロンメチル及び主要分解物（B、C、E 及び F）の土壤吸着試験が実施された。

結果は表 1 に示されており、トリフルスルフロロンメチルは土壤中で容易に移動することが示された。(参照 5)

表 1 土壤吸着試験成績

化合物	吸着係数 ( $K_{ads}$ )	有機炭素含有率により補正した吸着係数 ( $K_{oc}$ )
トリフルスルフロロンメチル	0.36~1.28	25~132
B	—	6.9~24
C	—	1~10
E	—	51~300
F	—	32~213

—: 記載なし

#### (5) 土壤溶脱性 (リーチング) 試験

砂土に [tri- $^{14}C$ ] トリフルスルフロロンメチル及び [car- $^{14}C$ ] トリフルスルフロロンメチルを処理し、土壤溶脱性試験が実施された。

浸出液からは 38~47% TAR の放射能が回収された。エージングしたカラムを用いた試験では、[tri- $^{14}C$ ] トリフルスルフロロンメチル処理土壤の浸出液から回収された放射能は 3% TAR であった。C は認められなかった。一方、[car- $^{14}C$ ] トリフルスルフロロンメチル処理土壤の浸出液からは約 60% TAR の放射能が回収された。主要分解物は B であり、親化合物は検出されなかった。(参照 5)

### 4. 水中運命試験

#### (1) 加水分解試験

$^{14}C$ -トリフルスルフロロンメチル (標識位置不明) を pH 5、7 及び 9 の緩衝液 (組成不明) に添加 (濃度不明) し、加水分解試験が実施された。

pH 5、7 及び 9 での推定半減期は、それぞれ 3.7、32 及び 36 日と算出された。10% TAR を超える主要分解物は、B (44~99% TAR) 及び C (43~98% TAR) であった。試験期間中、分解物濃度の低下は認められなかったことから、B 及び C は緩衝液中で分解されにくいと考えられた。

環境中に近い pH 条件下では、トリフルスルフロロンメチルは加水分解によって容易に分解されると考えられた。(参照 5)

#### (2) 水中光分解試験

[tri- $^{14}C$ ] トリフルスルフロロンメチル及び [car- $^{14}C$ ] トリフルスルフロロンメチルを pH 5、7 及び 9 の緩衝液 (組成不明) に添加 (濃度不明) し、人工光を照射 (照射条件不明) する水中光分解試験が実施された。

照射区における pH 5、7 及び 9 での推定半減期は、それぞれ 3.5~4、14~32 及び 19~34 日 (加水分解分を補正し、自然光換算するとそれぞれ 19、127 及び 384

日)と算出された。暗所対照区ではそれぞれ 3.7、32 及び 36 日であり、照射区の結果と類似していた。

環境中に近い pH 条件下では、トリフルスルフロメチルの分解には光は寄与しないと考えられた。照射区では、両標識体から計 11 種類の分解物が検出された(ただし、数種類は未同定)。いずれの pH でも、主要分解物は C (12~34% TAR)、B (18~71% TAR)、I (16~24% TAR)、D (15% TAR) 及び J (20% TAR) であった。(参照 5)

#### 5. 土壌残留試験

土壌残留試験については、参照した資料に記載がなかった。

#### 6. 作物残留試験

国内における作物残留試験成績は提出されていない。

#### 7. 一般薬理試験

一般薬理試験については、参照した資料に記載がなかった。

#### 8. 急性毒性試験

##### (1) 急性毒性試験

トリフルスルフロメチルの急性毒性試験が実施された。結果は表 2 に示されている。(参照 2、5)

表 2 急性毒性試験概要

投与経路	動物種	LD <sub>50</sub> (mg/kg 体重)	
		雄	雌
経口	ラット	>5,000	>5,000
経皮	ラット	>2,000	>2,000
	NZW ウサギ	>2,000	>2,000
吸入	ラット	LC <sub>50</sub> (mg/L)	
		>5.1	>5.1

##### (2) 急性神経毒性試験 (ラット)

SD ラット (一群雌雄各 10 匹) を用いた強制経口 (原体: 0、500、1,000 及び 2,000 mg/kg 体重、溶媒: 0.5% MC) 投与による急性神経毒性試験が実施された。なお、各群 6 匹については神経病理組織学的検査が実施された。

2,000 mg/kg 体重投与群の雄で、投与 1 日 (投与 2 時間後) 及び 2 日に摂餌量が低下したが、体重低下及び体重増加抑制はわずか (統計学的有意差なし) であったことから、毒性所見とみなさなかった。機能観察総合評価 (FOB) 及び自発運動についても検体投与の影響は認められなかった。

本試験において毒性所見は認められなかったことから、無毒性量は本試験の最高用量 2,000 mg/kg 体重であると考えられた。神経毒性は認められなかった。(参照 2、3、5)

### 9. 眼・皮膚に対する刺激性及び皮膚感作性試験

ウサギを用いた眼及び皮膚刺激性試験が実施された。眼に対しては、結膜及び角膜にごくわずかな炎症がみられたが、いずれも 72 時間以内に消失した。皮膚に対しては、ごくわずかな炎症がみられたが、48 時間以内に消失した。本剤のウサギの眼及び皮膚に対する刺激性は極めてわずかであると考えられた。

モルモットを用いた皮膚感作性試験 (Maximization 法) が実施された。皮膚感作性は陰性であった。(参照 2、5)

### 10. 亜急性毒性試験

#### (1) 90 日間亜急性毒性試験 (ラット) ①

SD ラット (一群雌雄各 10 匹) を用いた混餌 (原体 : 0、100、2,000、10,000 及び 15,000 ppm) 投与による 90 日間亜急性毒性試験が実施された。

各投与群で認められた毒性所見は表 3 に示されている。

本試験において、2,000 ppm 以上投与群の雄で体重増加抑制等、雌で脾髄外造血亢進が認められたことから、無毒性量は雌雄とも 100 ppm (雄 : 6.56 mg/kg 体重/日、雌 : 7.71 mg/kg 体重/日) であると考えられた。(参照 2、4、5)

表 3 90 日間亜急性毒性試験 (ラット) ①で認められた毒性所見

投与群	雄	雌
15,000 ppm	・摂餌量低下	
10,000 ppm 以上	・体重低下 ・RBC、Hb 及び Ht 低下 ・網状赤血球数増加 ・肝比重量 <sup>2</sup> 増加 ・脾髄外造血亢進 ・腎近位尿細管ヘモジデリン沈着	・体重低下及び体重増加抑制 ・摂餌量及び食餌効率低下 ・RBC、Hb 及び Ht 低下 ・網状赤血球数増加 ・肝比重量増加 ・腎近位尿細管ヘモジデリン沈着
2,000 ppm 以上	・体重増加抑制 ・食餌効率低下	・脾髄外造血亢進
100 ppm	毒性所見なし	毒性所見なし

<sup>2</sup> 体重比重量を比重量という (以下同じ)。



(2) 90日間亜急性毒性試験（ラット）②

SD ラット（一群雌雄各 10 匹）を用いた混餌（原体：0、100、2,000、10,000 及び 15,000 ppm）投与による 90 日間亜急性毒性試験が実施された。

各投与群で認められた毒性所見は表 4 に示されている。

本試験において、2,000 ppm 以上投与群の雌雄で体重低下等が認められたことから、無毒性量は雌雄とも 100 ppm（雄：6.20 mg/kg 体重/日、雌：7.54 mg/kg 体重/日）であると考えられた。（参照 2、4、5）

表 4 90 日間亜急性毒性試験（ラット）②で認められた毒性所見

投与群	雄	雌
15,000 ppm	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精巣小型化</li> <li>・精細管萎縮及び変性</li> <li>・精巣上体の精子数減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腎尿管上皮細胞萎縮</li> </ul>
10,000 ppm 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・摂餌量低下</li> <li>・Glu 及びリン低下</li> <li>・腎へモジデリン沈着</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・RBC、Hb 及び Ht 低下</li> <li>・網状赤血球数増加</li> <li>・Glu 及びリン低下</li> </ul>
2,000 ppm 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体重低下及び体重増加抑制</li> <li>・食餌効率低下</li> <li>・RBC、Hb 及び Ht 低下</li> <li>・網状赤血球数増加</li> <li>・TP 及び Glob 低下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体重低下及び体重増加抑制</li> <li>・摂餌量及び食餌効率低下</li> <li>・腎へモジデリン沈着</li> </ul>
100 ppm	毒性所見なし	毒性所見なし

(3) 90日間亜急性毒性試験（イヌ）

ビーグル犬（一群雌雄各 4 匹）を用いた混餌（原体：0、100、4,000 及び 8,000 ppm）投与による 90 日間亜急性毒性試験が実施された。

各投与群で認められた毒性所見は表 5 に示されている。

8,000 ppm 投与群の雌 2 例が切迫と殺された。この 2 例には、摂餌量及び体重低下の他、検体投与の影響と考えられる貧血所見（RBC、Ht 及び Hb 低下、MCV 及び MCHC 増加）が認められた。

本試験において、4,000 ppm 以上投与群の雌雄で肝絶対及び比重量増加等が認められたことから、無毒性量は雌雄とも 100 ppm（雄：3.9 mg/kg 体重/日、雌：3.7 mg/kg 体重/日）であると考えられた。（参照 2、4）

表5 90日間亜急性毒性試験（イヌ）で認められた毒性所見

投与群	雄	雌
8,000 ppm	<ul style="list-style-type: none"> <li>・RBC、Hb及びHt低下</li> <li>・網状赤血球数増加</li> <li>・精巣絶対及び比重量低下</li> <li>・胸骨及び大腿骨骨髓細胞増生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・切迫と殺（2例）</li> <li>・体重低下及び体重増加抑制</li> <li>・RBC、Hb及びHt低下</li> <li>・網状赤血球数増加</li> <li>・AST、ALT及びALP増加</li> <li>・胸骨及び大腿骨骨髓細胞増生</li> </ul>
4,000 ppm 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・AST、ALT及びALP増加</li> <li>・肝絶対及び比重量増加</li> <li>・類洞マクロファージ褐色色素沈着</li> <li>・精細管壊死、精子形成欠如</li> <li>・精巣上体の精子数減少、無精子、細胞残屑</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肝絶対及び比重量増加</li> <li>・類洞マクロファージ褐色色素沈着</li> <li>・胆汁栓</li> </ul>
100 ppm	毒性所見なし	毒性所見なし

#### (4) 90日間亜急性神経毒性試験（ラット）

SDラット（一群雌雄各11匹）を用いた混餌（原体：0、100、750、1,500及び3,000 ppm）投与による90日間亜急性神経毒性試験が実施された。なお、各群6匹については神経病理組織学的検査が実施された。

対照群の雌1例が52日に切迫と殺されたが、その他の動物では死亡及び臨床症状はみられなかった。

本試験において、3,000 ppm投与群の雄及び750 ppm以上投与群の雌で体重低下及び体重増加抑制が認められたことから、無毒性量は雄で1,500 ppm (92.7 mg/kg 体重/日)、雌で100 ppm (7.1 mg/kg 体重/日) であると考えられた。神経毒性は認められなかった。(参照2、5)

#### (5) 21日間亜急性経皮毒性試験（ウサギ）

NZWウサギ（一群雌雄各5匹）を用いた経皮（原体：0、50、300及び1,000 mg/kg 体重/日）投与による21日間亜急性毒性試験が実施された。

本試験において、毒性所見は認められなかったことから、無毒性量は雌雄とも本試験の最高用量1,000 mg/kg 体重/日であると考えられた。(参照2、5)

### 1.1. 慢性毒性試験及び発がん性試験

#### (1) 1年間慢性毒性試験（イヌ）

ビーグル犬（一群雌雄各5匹）を用いた混餌（原体：0、35、875及び3,500 ppm）投与による1年間慢性毒性試験が実施された。

各投与群で認められた毒性所見は表6に示されている。

3,500 ppm投与群の雌雄各1例が切迫と殺され、剖検により、雄では胸腔及び消化管の急性出血、胸腺壊死、雌では肺炎がみられた。

本試験において、3,500 ppm 投与群の雌雄で小葉中心性肝細胞肥大等が認められたことから、無毒性量は雌雄とも 875 ppm (雄: 26.9 mg/kg 体重/日、雌: 27.7 mg/kg 体重/日) であると考えられた。(参照 2、4、5)

表 6 1年間慢性毒性試験 (イヌ) で認められた毒性所見

投与群	雄	雌
3,500 ppm	<ul style="list-style-type: none"> <li>・切迫と殺 (1例)</li> <li>・体重増加抑制</li> <li>・RBC、Hb 及び Ht 低下</li> <li>・ALP 増加</li> <li>・肝絶対重量、比重量及び対脳重量比増加</li> <li>・小葉中心性肝細胞肥大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・切迫と殺 (1例)</li> <li>・RBC、Hb 及び Ht 低下</li> <li>・肝比重量増加</li> <li>・小葉中心性肝細胞肥大</li> </ul>
875 ppm 以下	毒性所見なし	毒性所見なし

(2) 2年間慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット)

SD ラット (一群雌雄各 62 匹) を用いた混餌 (原体: 0、10、100、750 及び 1,500 ppm) 投与による 2年間慢性毒性/発がん性併合試験が実施された。なお、試験後期の生存率が低下したため、十分な数の最終と殺動物を得るために 22 カ月で終了した。

各投与群で認められた毒性所見は表 7、精巣間細胞過形成及び腺腫の発生頻度は表 8 に示されている。

750 ppm 以上投与群の雄で精巣間細胞過形成及び腺腫が増加した。

本試験において、750 ppm 以上投与群の雌雄で体重低下等が認められたことから、無毒性量は雌雄とも 100 ppm と考えられた。しかし、この投与群については検体の安定性及び混餌飼料の給餌方法に問題があったため、飼料中の検体濃度の分析結果に基づき、数値を分析値の最も低い 60% に補正する必要が生じた。したがって、本試験における無毒性量は雌雄とも 60 ppm (雄: 2.44 mg/kg 体重/日、雌: 3.28 mg/kg 体重/日) であると考えられた。(参照 2~5)

(雄ラットにおける精巣間細胞腫瘍誘発の機序に関しては[14. (1) ~ (4)]を参照)

表 7 2年間慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット) で認められた毒性所見

投与群	雄	雌
1,500 ppm	・坐骨神経のミエリン及び軸索変性	・坐骨神経のミエリン及び軸索変性
750 ppm 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体重低下及び体重増加抑制</li> <li>・RBC、Hb 及び Ht 低下</li> <li>・精巣間細胞過形成及び腺腫</li> </ul>	・体重低下及び体重増加抑制
100 ppm 以下	毒性所見なし	毒性所見なし

表8 精巣間細胞過形成及び腺腫の発生頻度 (( )内は%)

投与群 (ppm)	0	10	100	750	1,500	
検査動物数	51	46	47	50	51	
精巣 間細胞	過形成	10(20)	7(15)	11(23)	18*(36)	27*(53)
	腺腫	0	2(4.3)	1(2.1)	7*(14.0)	7*(13.7)

\* : p<0.05 (Cochran-Armitage の傾向検定)

### (3) 18 カ月間発がん性試験 (マウス)

ICR マウス (一群雌雄各 80 匹) を用いた混餌 (原体 : 0、10、150、2,500 及び 7,000 ppm) 投与による 18 カ月間発がん性試験が実施された。

各投与群で認められた毒性所見は表 9、肝細胞腺腫及び癌の発生頻度は表 10、その背景データは表 11 に示されている。

雄では、2,500 ppm 以上投与群で肝細胞腺腫の発生頻度が傾向検定で有意に増加した。しかし、その発生頻度は背景データの範囲内であった。

7,000 ppm 投与群の雌雄では P450 が増加した。

本試験において、2,500 ppm 以上投与群の雌雄で肝絶対及び比重量増加等が認められたことから、無毒性量は雌雄とも 150 ppm であると考えられたが、この投与群では、検体の安定性の問題から飼料中の検体濃度の分析結果に基づき、数値を 70% に補正する必要が生じた。したがって、本試験における無毒性量は雌雄とも 105 ppm (雄 : 14.6 mg/kg 体重/日、雌 : 19.4 mg/kg 体重/日) であると考えられた。(参照 3~5)

表9 18 カ月間発がん性試験 (マウス) で認められた毒性所見

投与群	雄	雌
7,000 ppm		<ul style="list-style-type: none"> <li>・体重低下</li> <li>・肝臓の髓外造血巣</li> </ul>
2,500 ppm 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肝絶対及び比重量増加</li> <li>・肝臓の髓外造血巣、単細胞壊死</li> <li>・肝細胞腺腫増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肝絶対及び比重量増加</li> <li>・肝変異細胞巣</li> </ul>
150 ppm 以下	毒性所見なし	毒性所見なし

表10 肝細胞腺腫及び癌の発生頻度 (( )内は%)

性別	雄					雌				
	0	10	150	2,500	7,000	0	10	150	2,500	7,000
投与群 (ppm)	0	10	150	2,500	7,000	0	10	150	2,500	7,000
検査動物数	81	80	80	80	80	78	81	79	83	81
肝細胞腺腫	10(12)	4(5)	5(6)	13(16*)	15(19*)	0	0	0	4(5)	1(1)
肝細胞癌	3(4)	3(4)	0	0	1(1)	0	0	0	1(1)	0
肝細胞腺腫+癌	12(15)	7(9)	5(6)	13(16)	16(20*)	0	0	0	5(6**)	1(1)

\* : Cochran-Armitage の傾向検定 \*\* : Fisher の検定

表 11 肝細胞腺腫及び癌の背景データ (%)

	肝細胞腺腫	肝細胞癌	肝細胞腺腫+癌
雄	5.0~21.7	0~7.5	7.5~21.7
雌	0~2.5	0~1.3	0~2.5

## 12. 生殖発生毒性試験

### (1) 2世代繁殖試験

SD ラット (一群雌雄各 30 匹) を用いた混餌 (原体: 0、10、100、750 及び 1,500 ppm) 投与による 2 世代繁殖試験が実施された。

親動物では、750 ppm 以上投与群の雌雄で体重低下、体重増加抑制、摂餌量低下及び食餌効率低下が認められた。児動物では、750 ppm 以上投与群の F<sub>1</sub> 世代で低体重 (哺育 14 及び 21 日) が認められ、母乳及び飼料を介した検体摂取による影響と考えられた。

本試験において、750 ppm 以上投与群の親動物で体重低下等、児動物で低体重が認められたことから、無毒性量は親動物及び児動物で 100 ppm (雄: 5.81 mg/kg 体重/日、雌: 7.75 mg/kg 体重/日) であると考えられた。繁殖能に対する影響は認められなかった。(参照 2、3)

### (2) 発生毒性試験 (ラット)

SD ラット (一群雌 25 匹) の妊娠 7~16 日に強制経口 (原体: 0、30、120、350 及び 1,000 mg/kg 体重/日、溶媒: 0.5%MC 水溶液) 投与して発生毒性試験が実施された。

本試験において、350 mg/kg 体重/日以上投与群の母動物で体重増加抑制、摂餌量低下及び食餌効率の低下傾向が認められ、胎児に毒性所見は認められなかったことから、無毒性量は母動物で 120 mg/kg 体重/日、胎児で本試験の最高用量 1,000 mg/kg 体重/日であると考えられた。催奇形性は認められなかった。(参照 2、3)

### (3) 発生毒性試験 (ウサギ)

人工授精させた NZW ウサギ (一群雌 20 匹) の妊娠 7~19 日に強制経口 (原体: 0、15、90、270 及び 800 mg/kg 体重/日、溶媒: 0.5%MC 水溶液) 投与して発生毒性試験が実施された。

本試験において、270 mg/kg 体重/日以上投与群の母動物で無糞または糞量減少、被毛の汚れ、死亡、流産増加、体重増加抑制及び食餌効率の低下傾向、胎児で体重低下が認められたことから、無毒性量は母動物及び胎児で 90 mg/kg 体重/日であると考えられた。催奇形性は認められなかった。(参照 2、3)

### 1.3. 遺伝毒性試験

トリフルスルフロンの細菌を用いた復帰突然変異試験、チャイニーズハムスター卵巣由来細胞を用いた遺伝子突然変異試験、ヒトリンパ球を用いた *in vivo* 染色体異常試験及びマウスを用いた小核試験が実施された。

結果は表 12 に示されている。ヒトリンパ球を用いた染色体異常試験の代謝活性化系存在下でのみ陽性の結果が得られたが、高用量まで実施された *in vivo* 小核試験の結果は陰性であったことから、生体において問題となる遺伝毒性はないものと考えられた。(参照 2、3、5)

表 12 遺伝毒性試験概要

試験		対象	処理濃度・投与量	結果
<i>in vitro</i>	復帰突然変異試験	<i>Salmonella typhimurium</i> (TA98, TA100, TA1535, TA1537, TA1538 株)	①62.5~1,000 µg/7 <sup>レ</sup> ト (+/-S9) ②50~3,000 µg/7 <sup>レ</sup> ト (+/-S9)	陰性
	遺伝子突然変異試験 (HGPRT 座位)	チャイニーズハムスター 卵巣由来細胞(CHO)	100~2,000 µg/mL (+/-S9)	陰性
	染色体異常試験	ヒトリンパ球	①0.5~2.0 mg/mL (+/-S9) ②0.1~2.0 mg/mL (+/-S9)	陽性 <sup>1)</sup>
<i>in vivo</i>	小核試験	ICR マウス (一群雌雄各 5~6 匹)	1,250, 2,500, 5,000 mg/kg 体重 (単回経口投与)	陰性

注) +/-S9 : 代謝活性化系存在下及び非存在下

<sup>1)</sup> 代謝活性化系存在下で陽性

また、代謝物 C、E 及び F について、細菌を用いた復帰突然変異試験が実施された結果、いずれも陰性であった。(参照 2)

### 1.4. その他の試験—精巣間細胞への影響

雄ラットにおける精巣の間細胞腫瘍誘発の機序について調査する目的で、トリフルスルフロンの間細胞に及ぼす影響について検討された。

#### (1) *in vivo*

SD ラット (一群雄 10 匹) に、トリフルスルフロンの 0、1,000、1,500 及び 2,000 mg/kg 体重/日 (溶媒: コーン油) で 15 日間強制経口投与する試験が実施された。また、と殺 1 時間前に hCG を投与する試験群 (0 及び 2,000 mg/kg 体重/日) も設定された。

すべての検体投与群において、体重及び摂餌量低下、前立腺、精嚢腺及び凝固腺の絶対及び比重量低下、血清中のエストラジオール低下が認められた。また、統計学的有意差はなかったものの、LH、FSH 及びプロラクチンのわずかな増加も認められた。肝臓のβ酸化能、P450 含有量及びアロマトラーゼ活性に検体投与の影響はみられなかった。

hCG 投与群では、2,000 mg/kg 体重/日投与群でテストステロンの増加及びエストラジオールの低下が認められた。(参照 4、5)

## (2) *in vitro* ①

*in vitro* の試験として、パーフルオロオクタン酸アンモニウムまたは PB によって誘導されたラット肝細胞に、トリフルスルフロンメチルを 0.01~0.5  $\mu\text{M}$  の濃度で処理し、アロマターゼ活性の測定あるいは P450 との結合領域の究明が実施された。

アロマターゼ活性は、最低濃度から用量依存性に低下した。P450 は II 型の結合領域を示した。また、ラットの 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験[11. (2)]から採取された 1 年分の血液サンプルを用いて、ホルモン分析を実施した結果、統計学的に有意な変動は認められなかった。しかし、750 ppm 以上投与群では、テストステロン及び FSH の増加傾向、エストラジオールの低下傾向がみられた。LH は影響を受けなかった。(参照 4、5)

## (3) *in vitro* ②

さらに *in vitro* の試験として、11 週齢の雄ラットから摘出した精巣間細胞に、トリフルスルフロンメチルを 0、0.1、0.5、1.0、10、100 及び 1,000  $\mu\text{M}$  の濃度で 2 時間処理し、ホルモン分析が実施された。なお、すべての処理濃度のうち、各 3 培地にはそれぞれ 2 IU の hCG を処理した。

ホルモン濃度に hCG 処理の影響はみられなかった。しかし、トリフルスルフロンメチルのみを処理した培地では、テストステロンが顕著に増加 (対照群の 198%) し、エストラジオールは低下した。(参照 4、5)

## (4) まとめ

トリフルスルフロンメチルは、*in vitro* では用量依存性にアロマターゼ活性を低下させ、その結果、アロマターゼによる、テストステロンのエストラジオールへの変換を阻害すると考えられたが、*in vivo* では明確な結論は得られなかった。(参照 2、4、5)

### Ⅲ. 食品健康影響評価

参照に挙げた資料を用いて、農薬「トリフルスルフロンメチル」の食品健康影響評価を実施した。

ラットを用いた動物体内運命試験の結果、経口投与されたトリフルスルフロンメチルは速やかに吸収、排泄され、投与後 48 時間の尿及び糞中に 78~96% TAR が排泄された。主要排泄経路は、低用量 (25 mg/kg 体重) 群では尿中、高用量 (250 mg/kg 体重) 群では糞中であつた。尿及び糞中からは同様の代謝物 (C、D、E、F 及び G) が異なる比率で認められた。

てんさいを用いた植物体内運命試験の結果、てんさい体内の放射能は急速に減少し、成熟期の根部及び葉部における親化合物及び代謝物は、いずれも 0.01 mg/kg 未満であつた。

各種毒性試験結果から、トリフルスルフロンメチル投与による影響は主に体重、肝臓、血液系及び精巣に対して認められた。ラットの坐骨神経に変性がみられたが、高用量長期間投与でのみ認められ、かつ、神経毒性を示唆する症状は観察されなかつた。繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかつた。

ラットの 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験において、雄で精巣間細胞過形成及び腺腫が増加したが、本剤に遺伝毒性は認められないことから、発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価にあたり閾値を設定することは可能であると考えられた。

マウスの発がん性試験において、2,500 ppm 以上投与群の雄における肝細胞腺腫に傾向検定で有意差が認められたが、Fisher の直接確率法においては有意ではなく、発生頻度は背景データの範囲内であつたこと、また、2,500 ppm 投与群の雌における肝細胞腺腫及び癌の合計に有意差が認められたが、用量相関性がなかつたことから、本剤はマウスに対して発がん性を示さないと考えられた。

各種試験結果から、農産物中の暴露評価対象物質をトリフルスルフロンメチル (親化合物のみ) と設定した。

各試験における無毒性量等は表 13 に示されている。

食品安全委員会は、各試験の無毒性量の最小値がラットを用いた 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験の 2.44 mg/kg 体重/日であつたことから、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.024 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量 (ADI) と設定した。



ADI	0.024 mg/kg 体重/日
(ADI 設定根拠資料)	慢性毒性/発がん性併合試験
(動物種)	ラット
(期間)	2年間
(投与方法)	混餌
(無毒性量)	2.44 mg/kg 体重/日
(安全係数)	100

暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。

表 13 各試験における無毒性量等

動物種	試験	投与量 (mg/kg 体重/日)	無毒性量(mg/kg 体重/日) <sup>1)</sup>		
			米国	カナダ	食品安全委員会
ラット	90日間 亜急性 毒性試験①	0, 100, 2,000, 10,000, 15,000 ppm 雄: 0, 6.56, 133, 658, 1,040 雌: 0, 7.71, 153, 783, 1,120	雄: 6.56 雌: 7.71 雄: 体重増加抑制等 雌: 脾髄外造血亢進	雄: 6.56 雌: 7.71 雄: 体重増加抑制等 雌: 脾髄外造血亢進	雄: 6.56 雌: 7.71 雄: 体重増加抑制等 雌: 脾髄外造血亢進
	90日間 亜急性 毒性試験②	0, 100, 2,000, 10,000, 15,000 ppm 雄: 0, 6.20, 127, 646, 965 雌: 0, 7.54, 150, 774, 1,070	雄: 6.20 雌: 7.54 雌雄: 体重低下等	雄: 6.20 雌: 7.54 雌雄: 腎へモジデリン沈着等	雄: 6.20, 雌: 7.54 雌雄: 体重低下等
	90日間 亜急性神経 毒性試験	0, 100, 750, 1,500, 3,000 ppm 雄: 0, 6.1, 46.1, 92.7, 186 雌: 0, 7.1, 51.6, 104, 205	雄: 92.7 雌: 7.1 雌雄: 体重低下等 (神経毒性は認められない)	6.1 体重低下等 (神経毒性は認められない)	雄: 92.7 雌: 7.1 雌雄: 体重低下等 (神経毒性は認められない)
	2年間 慢性毒性/ 発がん性 併合試験	0, 10, 100, 750, 1,500 ppm 雄: 0, 0.406, 4.06, 30.6, 64.5 雌: 0, 0.546, 5.47, 41.5, 87.7	雄: 2.44 雌: 3.28 (ともに 60% 補正値) 雌雄: 体重低下等 (750 ppm 以上の雄で精巣間細胞過形成及び腺腫増加)	雄: 4.06 雌: 5.47 雌雄: 体重低下等 (750 ppm 以上の雄で精巣間細胞腺腫増加)	雄: 2.44 雌: 3.28 (ともに 60% 補正値) 雌雄: 体重低下等 (750 ppm 以上の雄で精巣間細胞過形成及び腺腫増加)
	2世代 繁殖試験	0, 10, 100, 750, 1,500 ppm 雄: 0, 0.588, 5.81, 44.0, 89.5 雌: 0, 0.764, 7.75, 58.0, 115	親動物及び児動物 雄: 5.81 雌: 7.75 親動物: 体重低下等 児動物: 低体重 (繁殖能に対する影響は認められない)	親動物 雄: 5.81 雌: 7.75 児動物 雄: 44.0 雌: 58.0 親動物: 体重低下等 児動物: 低体重 (繁殖能に対する影響は認められない)	親動物及び児動物 雄: 5.81 雌: 7.75 親動物: 体重低下等 児動物: 低体重 (繁殖能に対する影響は認められない)
	発生毒性 試験	0, 30, 120, 350, 1,000	母動物: 120 胎児: 1,000 母動物: 体重増加抑制等 胎児: 毒性所見なし (催奇形性は認められない)	母動物及び胎児 120 母動物: 体重低下等 胎児: 骨化遅延 (催奇形性は認められない)	母動物: 120 胎児: 1,000 母動物: 体重増加抑制等 胎児: 毒性所見なし (催奇形性は認められない)

マウス	18ヵ月間 発がん性 試験	0, 10, 150, 2,500, 7,000 ppm 雄：0, 1.37, 20.9, 349, 1,020 雌：0, 1.86, 27.7, 488, 1,360	雄：14.6 雌：19.4 (ともに 60% 補正 値) 雌雄：肝絶対及び比 重量増加等 (2,500 ppm 以上投 与群の雄で肝細胞腺 腫の発現頻度増加)	雄：20.9 雌：27.7 雌雄：肝絶対及び比 重量増加等 (発がん性は認めら れない)	雄：14.6 雌：19.4 (ともに 70% 補正 値) 雌雄：肝絶対及び比 重量増加等 (発がん性は認めら れない)
ウサギ	発生毒性 試験	0, 15, 90, 270, 800	母動物及び胎児 90 母動物：死亡等 胎児：体重低下 (催奇形性は認めら れない)	母動物：15 胎児：90 母動物：体重増加抑 制 胎児：流産 (催奇形性は認めら れない)	母動物及び胎児 90 母動物：死亡等 胎児：体重低下 (催奇形性は認めら れない)
イヌ	90日間 亜急性 毒性試験	0, 100, 4,000, 8,000 ppm 雄：0, 3.9, 147, 268 雌：0, 3.7, 160, 251	雄：3.9 雌：3.7 雌雄：肝絶対及び比 重量増加等	/	雄：3.9 雌：3.7 雌雄：肝絶対及び比 重量増加等
	1年間 慢性毒性 試験	0, 35, 875, 3,500 ppm 雄：0, 1.0, 26.9, 112 雌：0, 1.2, 27.7, 95.5	雄：26.9 雌：27.7 雌雄：小葉中心性肝 細胞肥大等	雄：26.9 雌：27.7 体重低下等	雄：26.9 雌：27.7 雌雄：小葉中心性肝 細胞肥大等
ADI(cRfD)			NOAEL：2.44 UF：100 cRfD：0.024	NOAEL：4.06 SF：100 ADI：0.04	NOAEL：2.44, SF：100 ADI：0.024
ADI(cRfD)設定根拠資料			ラット2年間慢性毒 性/発がん性試験	ラット2年間慢性毒 性/発がん性試験	ラット2年間慢性毒 性/発がん性試験

NOAEL：無毒性量 SF：安全係数 UF：不確実係数 ADI：一日摂取許容量 cRfD：慢性参照用量

1) 無毒性量欄には、最小毒性量で認められた主な毒性所見等を記した。

<別紙1：代謝物/分解物略称>

記号	略称	化学名
B	メチルサッカリン	7-methyl-1,2-benzisothiazole-3(2 <i>H</i> )-one 1,1-dioxide
C	トリアジンアミン	<i>N,N</i> -dimethyl-6-(2,2,2-trifluoroethoxy)-1,3,5- -triazine-2,4-diamine
D	<i>N</i> -脱メチル トリフルスルフロンメチル (NDM-トリフルスルフロンメチル)	methyl 2-[[[[4-(methylamino)-6-(2,2,2- -trifluoroethoxy)-1,3,5-triazine-2-yl]amino] carbonyl]amino]sulphonyl]-3-methylbenzoate
E	<i>N</i> -脱メチルトリアジンアミン	<i>N</i> -methyl-6-(2,2,2-trifluoroethoxy)-1,3,5- -triazine-2,4-diamine
F	<i>N,N</i> -ビス・脱メチル トリアジンアミン	6-(2,2,2-trifluoroethoxy)-1,3,5-triazine-2,4- diamine
G	<i>N</i> -ヒドロキシメチル トリフルスルフロンメチル	methyl 2-[[[[4-[ <i>N</i> (hydroxymethyl)- <i>N</i> methylaminol]-6-(2,2,2-trifluoroethoxy)-1,3,5- -triazin-2-yl]amino]carbonyl]amino]sulfonyl]- -3-methylbenzoate
H	<i>N</i> -脱メチルトリアジンウレア	<i>N</i> [4-(methylamino)-6-(2,2,2-trifluoroethoxy)- -1,3,5-triazin-2-yl]urea
I	T9	2成分からなる未同定画分
J	<i>N</i> -ホルミルメチルトリアジンアミン (NFM-トリアジンアミン)	<i>N</i> [4-amino-6-(2,2,2-trifluoroethoxy)-1,3,5- -triazine-2-yl]- <i>N</i> methylformamide

<別紙2：検査値等略称>

略称	名称
ai	有効成分量
ALP	アルカリホスファターゼ
ALT	アラニンアミノトランスフェラーゼ (=グルタミン酸ピルビン酸トランスアミナーゼ (GPT))
AST	アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ (=グルタミン酸オキサロ酢酸トランスアミナーゼ (GOT))
FOB	機能観察総合評価
FSH	卵胞刺激ホルモン
Glob	グロブリン
Glu	グルコース (血糖)
Hb	ヘモグロビン (血色素量)
hCG	ヒト絨毛性ゴナドトロピン
Ht	ヘマトクリット値
LC <sub>50</sub>	半数致死濃度
LD <sub>50</sub>	半数致死量
LH	黄体形成ホルモン
MC	メチルセルロース
MCHC	平均赤血球血色素濃度
MCV	平均赤血球容積
P450	チトクローム P450
PB	フェノバルビタール
RBC	赤血球数
TAR	総投与 (処理) 放射能
TP	総蛋白質

<参照>

- 1 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部を改正する件（平成17年11月29日付、厚生労働省告示第499号）
- 2 US EPA : Triflusulfuron-methyl : Human Health Risk Assessment for the Section 3 (2002)
- 3 US EPA : TRIFLUSULFURON-REVISED Report of the Hazard Identification Assessment Review Committee (2001)
- 4 US EPA : HIARC Briefing Packages (2000)
- 5 Health Canada : Triflusulfuron-Methyl Regulatory Note (1999)
- 6 食品健康影響評価について  
(URL : <http://www.fsc.go.jp/hyouka/hy/hy-uke-triflusulfuronmethyl-200303.pdf>)
- 7 第229回食品安全委員会  
(URL : <http://www.fsc.go.jp/iinkai/i-dai229/index.html>)
- 8 第19回食品安全委員会農薬専門調査会確認評価第一部会  
(URL : [http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/kakunin1\\_dai19/index.html](http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/kakunin1_dai19/index.html))
- 9 第47回食品安全委員会農薬専門調査会幹事会  
(URL : [http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/kanjikai\\_dai47/index.html](http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/kanjikai_dai47/index.html))
- 10 Metabolic Pathways of Agrochemicals, Part 1. (Springer, 1998) : Triflusulfuron-Methyl

マイクロブタニル (Myclobutanil)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	トリアゾール系殺菌剤である。菌類の細胞膜を構成する主要成分であるエルゴステロールの生合成を阻害することにより菌類の生育を阻害すると考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	いちじく／さび病、おうとう／灰星病等										
我が国の登録状況	いちじく、おうとう等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	ぶどう、仁果類等に国際基準が設定されている。米国においてりんご、ぶどう等に、カナダにおいてりんご、ぶどう等に、EUにおいてぶどう、うり類等に、オーストラリア及びニュージーランドにおいてぶどう、仁果類に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.024 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性／発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 2.49 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：マイクロブタニルとする。										
暴露評価	<p>TMDI／ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>38.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1～6 歳)</td> <td>75.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>34.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>39.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI／ADI 比 (%)	国民平均	38.6	幼小児 (1～6 歳)	75.9	妊婦	34.3	高齢者 (65 歳以上)	39.7
	TMDI／ADI 比 (%)										
国民平均	38.6										
幼小児 (1～6 歳)	75.9										
妊婦	34.3										
高齢者 (65 歳以上)	39.7										
意見聴取の状況	平成 23 年 1 月 14 日に在京大使館への説明を実施 平成 23 年 1 月 27 日～2 月 25 日パブリックコメントを実施 平成 23 年 1 月 31 日～平成 23 年 4 月 1 日 WTO 通報を実施										
答申案	別紙 2 のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.03				
小麦	0.3	0.3				
大麦	0.5	0.5				
ライ麦		0.03				
とうもろこし		0.03				
そば		0.03				
その他の穀類		0.03				
大豆		0.05				
小豆類(いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。)		0.03				
えんどう		0.03				
そら豆		0.03				
らっかせい		0.05				
その他の豆類		0.03				
ばれいしょ		0.03				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.03				
かんしょ		0.03				
やまいも(長いもをいう。)		0.03				
こんにやくいも		0.02				
その他のいも類		0.03				
てんさい		0.04				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.03				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.03				
かぶ類の根		0.03				
かぶ類の葉		0.03				
西洋わさび		0.03				
クレソン		0.03				
はくさい	1	1.0				
キャベツ		0.03				
芽キャベツ		0.03				
ケール		0.03				
こまつな		0.03				
きょうな		0.03				
チンゲンサイ	1	1.0				
カリフラワー		0.03				
ブロッコリー		0.03				
その他のあぶらな科野菜	1	1.0				
ごぼう	1	1.0				
サルシフィー	1	1.0				
アーティチョーク	1	1.0				
チコリ	1	1.0				
エンダイブ	1	1.0				
しゅんぎく	1	1.0				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	9	0.03			9.0 アメリカ	[0.20~3.95(♯)(n=7)(米国)]
その他のさく科野菜	1	1.0	○			0.48/0.46(♯)(食用菊) 0.35, 0.375(ふき)
たまねぎ	1	1.0				
ねぎ(リーキを含む。)	1	1.0	○			
にんにく	1	1.0	○			
にら	1	1.0				
アスパラガス	1	1.0				
わけぎ	1	1.0	○			
その他のゆり科野菜	1	1.0	○			
にんじん	1	1.0				
パースニップ	1	1.0				
パセリ	9	0.03			9.0 アメリカ	[米国レタス参照]
セロリ		0.03				
みつば	1	1.0				
その他のせり科野菜	1	1.0				
トマト	1	1.0	○	0.3		
ピーマン	1	1.0	○			
なす	1	1.0	○			
その他のなす科野菜	1	1.0	○			0.22, 0.25(ししとう) 0.35, 0.40(とうがらし)
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1.0	○			



農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
かぼちや (スカッシュを含む。)	1	1.0	○			
しろうり	1	1.0				
すいか	1	1.0	○			
メロン類果実	1	1.0	○			
まくわうり	1	1.0				
その他のうり科野菜	1	1.0				
ほうれんそう	1	1.0				
たけのこ	1	1.0				
オクラ	1	1.0				
しょうが		0.03				
未成熟えんどう	1	1.0	○			
未成熟いんげん	1	1.0				
えだまめ	1	1.0				
マッシュルーム		0.02				
しいたけ		0.02				
その他のきのこ類		0.02				
その他の野菜	1	1.0	○			0.32, <0.08 (未成熟ささげ) 0.16, 0.50 (食用金魚草)
みかん		3				
なつみかんの果実全体		3				
レモン		3				
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)		3				
グレープフルーツ		3				
ライム		3				
その他のかんきつ類果実		3				
りんご	0.5	5.0	○	0.5		
日本なし	0.7	1.0	○	0.5		0.03 (#), 0.14 (#)/0.08 (#), 0.34 (#) (\$) 【日本なし参照】
西洋なし	0.7	1.0	○	0.5		
マルメロ	0.5	1.0		0.5		
びわ	1	1.0		0.5		
もも	1	1.0	○	2		
ネクタリン	2	1.0		2		
あんず (アブリコットを含む。)	2	1.0		2		
すもも (プルーンを含む。)	0.2	1.0		0.2		
うめ	2	1.0		2		
おうとう (チェリーを含む。)	2	4.0	○	2		
いちご	1	1.0	○	1		
ラズベリー	1	1.0				
ブラックベリー	1	1.0				
ブルーベリー	1	1.0				
クランベリー	1	1.0				
ハuckleベリー	1	1.0				
その他のベリー類果実	0.5	1.0		0.5		
ぶどう	1	1.0		1		
かき	1	1.0	○			
バナナ	2	2.0		2		
キウイ	1	1.0				
パパイヤ	1	1.0				
アボカド	1	1.0				
パイナップル	1	1.0				
グアバ	1	1.0				
マンゴー	1	1.0				
パッションフルーツ	1	1.0				
なつめやし	1	1.0				
その他の果実	1	1.0	○			
ひまわりの種子		0.05				
ごまの種子		0.05				
べにばなの種子		0.05				
綿実	0.02	0.04			0.02	アメリカ
なたね		0.05				【<0.01 (#) (n=1) (米国)】
その他のオイルシード		0.05				

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ぎんなん		0.05				
くり		0.05				
ペカン		0.05				
アーモンド	0.02	0.08			0.1 アメリカ	[<0.0032~ 0.0057(n=6)(米国)]
くるみ		0.05				
その他のナッツ類		0.05				
茶	20	20	○			
ホップ	10	2		2	10 アメリカ	[1.34~5.62(n=3)(米 国)]
その他のスパイス		3				
その他のハーブ	1	1	○			<0.05, 0.33(あさつき) 0.4, 0.4(しその葉) 0.16, 0.36(しその花穂)
牛の筋肉	0.03	0.01		0.01	0.1 アメリカ	推: 0.023
豚の筋肉	0.03	0.05				[牛の筋肉参照]
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.03	0.05			0.1 アメリカ	[牛の筋肉参照]
牛の脂肪	0.02	0.05			0.05 アメリカ	推: 0.020
豚の脂肪	0.02	0.04				[牛の脂肪参照]
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.05			0.05 アメリカ	[牛の脂肪参照]
牛の肝臓	0.4	0.01			1.0 アメリカ	推: 0.39
豚の肝臓	0.4	0.4				[牛の肝臓参照]
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.4	0.4			1.0 アメリカ	[牛の肝臓参照]
牛の腎臓	0.07	0.01			0.2 アメリカ	推: 0.068
豚の腎臓	0.07	0.09				[牛の腎臓参照]
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.07	0.09			0.2 アメリカ	[牛の腎臓参照]
牛の食用部分	0.4	0.01		0.01	0.2 アメリカ	[牛の肝臓参照]
豚の食用部分	0.4	0.09				[牛の肝臓参照]
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.4	0.09			0.2 アメリカ	[牛の肝臓参照]
乳	0.09	0.01		0.01	0.2 アメリカ	推: 0.083
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01	0.02 アメリカ	推: <0.002
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01		0.01	0.02 アメリカ	[鶏の筋肉参照]
鶏の脂肪	0.01	0.02		0.01	0.02 アメリカ	推: <0.002
その他の家きんの脂肪	0.01	0.02		0.01	0.02 アメリカ	[鶏の脂肪参照]
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01	0.02 アメリカ	推: <0.002
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01		0.01	0.02 アメリカ	[鶏の肝臓参照]
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01	0.02 アメリカ	推: <0.002
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01		0.01	0.02 アメリカ	[鶏の腎臓参照]
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01	0.02 アメリカ	推: <0.002
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01		0.01	0.02 アメリカ	[鶏の食用部分参照]
鶏の卵	0.01	0.01		0.01	0.02 アメリカ	推: 0.0042
その他の家きんの卵	0.01	0.01		0.01	0.02 アメリカ	[鶏の卵参照]

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。  
本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。  
「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

ミクロブタニル

食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.3
大麦	0.5
はくさい	1
チンゲンサイ	1
その他のあぶらな科野菜(注1)	1
ごぼう	1
サルシフィー	1
アーティチョーク	1
チコリ	1
エンダイブ	1
しゆんぎく	1
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	9
その他のきく科野菜(注2)	1
たまねぎ	1
ねぎ(リーキを含む。)	1
にんにく	1
にら	1
アスパラガス	1
わけぎ	1
その他のゆり科野菜(注3)	1
にんじん	1
パースニップ	1
パセリ	9
みつば	1
その他のせり科野菜(注4)	1
トマト	1
ピーマン	1
なす	1
その他のなす科野菜(注5)	1
きゅうり(ガーキンを含む。)	1
かぼちや(スカッシュを含む。)	1
しろうり	1
すいか	1
メロン類果実	1
まくわうり	1
その他のうり科野菜(注6)	1
ほうれんそう	1
たけのこ	1
オクラ	1
未成熟えんどう	1
未成熟いんげん	1
えだまめ	1
その他の野菜(注7)	1
りんご	0.5
日本なし	0.7
西洋なし	0.7
マルメロ	0.5
びわ	1
もも	1
ネクタリン	2
あんず(アプリコットを含む。)	2
すもも(プルーンを含む。)	0.2
うめ	2
おうとう(チェリーを含む。)	2
いちご	1
ラズベリー	1

(注1)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

(注2)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゆんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

(注3)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

(注4)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注5)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注6)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

(注7)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

マイクロブタニル (つづき)

食品名	残留基準値
	ppm
ブラックベリー	1
ブルーベリー	1
クランベリー	1
ハックルベリー	1
その他のベリー類果実 (注8)	0.5
ぶどう	1
かき	1
バナナ	2
キウイ	1
パパイヤ	1
アボカド	1
パイナップル	1
グアバ	1
マンゴー	1
パッションフルーツ	1
なつめやし	1
その他の果実 (注9)	1
綿実	0.02
アーモンド	0.02
茶	20
ホップ	10
その他のハーブ (注10)	1
牛の筋肉	0.03
豚の筋肉	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物 (注11) の筋肉	0.03
牛の脂肪	0.02
豚の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.4
豚の肝臓	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.4
牛の腎臓	0.07
豚の腎臓	0.07
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.07
牛の食用部分 (注12)	0.4
豚の食用部分	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.4
乳	0.09
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん (注13) の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01

(注8) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注8) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

(注10) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

(注11) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

(注12) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

(注13) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。